

(一財) 富山陸上競技協会 倫理規定

(目的)

第1条 定款第3条に定める本協会の目的を達成するため、倫理に関する規定を定める。

(理念)

第2条 本協会に関わる者は、陸上競技を愛する者として、それぞれの目標達成に向けての活動を行うにあたり、それぞれの立場において自らその品位を保持し、互いの人格を尊重する風潮を醸成することを通して、社会的な信頼を得ることに努めるものとする。また、協会の運営、強化普及活動、審判業務等それぞれの業務の執行に際して、不正行為、疑惑や不信を招くような行為等、倫理に反するような行為を厳に慎むとともに、未然防止に努めるものとする。

(適用範囲)

第3条 この規定は、次の者に適用する。

(1) 本協会の評議員・理事・監事・顧問・参与並びに職員（以下「役員等」という）

(2) 本協会の加盟団体・登録者・その他陸上競技の選手及び指導等に関わる者（以下「登録者等」という）

(基本的責務)

第4条 役員等及び登録者等は、フェアプレイ精神を重んじ、相互に敬意を払うとともに、関係法令、本協会定款及び規定等を厳格に遵守するとともに、公共の場における態度、言動、服装等に注意を払い、社会的に信頼されうる責任ある行動を取らなければならない。

(遵守事項)

第5条 役員等及び登録者等は、(公財)日本陸上競技連盟「倫理に関するガイドライン」に示すこと、並びに次のことを遵守する。

(1) 競技に関わる不正行為を行わないこと。

(2) 暴力、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、差別、暴言、恫喝等人権尊重の精神に反する言動を行わないこと。

(3) 盗撮、不用意なSNSへの投稿等個人の名誉を毀損し、プライバシーの侵害に当たる行為を行わないこと。

(4) 世界ドーピング禁止規定にある禁止薬物を使用しない、または使用させないこと。

(5) 公私を混同し、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要を行わないこと。

(6) 補助金、助成金等を含めた経理処理に関し、一般法人会計基準に基づく適正な処理を行い、他の目的への流用や不正行為を行わないこと。

(7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持たないこと。

(8) その他、本協会並びに陸上競技関係者としての信用を失墜する行為を行わないこと。

(違反した場合の処分)

第6条 前条の遵守事項に違反した場合の処分は、次のとおりとする。

(1) 役員等については、戒告、役職の停止または取り消し、解任、除名その他必要に応じた処分。

(2) 登録者等については、警告、戒告、競技会への出場停止、資格停止、登録抹消、除名、その他必要に応じた処分。

(処分の決定)

第7条 倫理委員会は、違反行為に対する調査を行い、その結果を理事会に報告する。理事会は、報告に基づいて処分を決定し、速やかに当事者本人並びに当事者の加盟団体に文書にて通知する。ただし、役員等及び加盟団体に対する処分については、評議員会の裁決によらなければならない。

(不服申立)

第8条 処分について異議があるときは、本協会会長に対し再審査を求めることができる。本協会の決定に対する不服申立は、前条通知後、1ヵ月以内に行われなければならない。

(加盟団体の責務)

第9条 本協会加盟団体においても、本規定に即して各団体及び所属関係者の品位向上並びに不正行為等の未然防止に努めるものとする。

(その他)

第10条 本規定は、理事会の決議をもって変更することができる。

附則 1 この規定は、2019年4月1日から施行する。